

2017年 2月13日

宮崎県経営者協会
会長 小池 光 一 様

日本労働組合総連合会
宮崎県連合会(連合宮崎)
会長 佐藤 真



要 請 書

厳寒の候 貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より連合宮崎の取り組みに対しご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、わが国はすでに超少子高齢化・人口減少社会に突入しており、不可避的にもたらされる労働力不足の状況にあっても社会・経済を自律的かつ持続的に成長させていくために、多様な「人財」の活躍とそれを包摂する社会の構築が必要不可欠となっています。

2017春季生活闘争は、「経済の自律的成長」を図るために、マクロの観点から雇用労働者の所得を引き上げることが必要であることから、月例賃金引上げの流れを継続させていきます。また、「底上げ・底支え」「格差是正」を図るために、昨年引き続き、「大手追従・準拠などの構造を転換する運動を前進させ、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な配分に資する公正取引の実現を重視し、その効果が広く社会に浸透する取り組みを行います。

更に、すべての働く者、とりわけ雇用労働者の37.7%を占め2,083万人を数える非正規労働者の労働条件改善に取り組みます。あわせて、健全な経済成長実現に向けた政策の実現や、社会保障や税を通じた所得再配分機能の強化などを実現するために、「政策・制度実現の取り組み」を運動の両輪として押し進め、労働者全体の雇用・労働条件・生活に関わる問題の解決に向けて取り組む決意です。

つきましては、別紙の項目について要請をいたしますので、2017春季生活闘争の取り組みをご理解いただき、ご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

要請項目

1. 賃金引上げについて

- (1) 「経済の自律的成長」「社会の持続性」を実現するために、可能な限り賃金引上げを行うこと。
- (2) 「底上げ・底支え」「格差是正」をはかるため、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配に資する公正取引の実現を図ること。

2. 雇用の創出・安定を確保し、労働条件向上の取り組みについて

- (1) 若年者を中心とした雇用創出の取り組みを強化すること。
- (2) 新規学校卒業者の県内就職の向上に向け、関係機関と連携し県内企業の魅力について情報発信を行うこと。
- (2) 採用時、契約更新時において、書面による労働条件通知書の明示を徹底し、雇用の安定をはかること。
- (3) 企業、事業所が長期休業、倒産になった時に、迅速に関係機関と連携し、雇用対策を強化すること。
- (4) 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大など法改正・制度の周知を行うこと。

3. 労働関係法令遵守の取り組みについて

労働基準法や労働安全衛生法等の労働関連法令が遵守されるよう取り組みを強化すること。特に、改正労働契約法、改正育児・介護休業法、改正労働者派遣法の改正内容について、事業主、労働者に対して周知・徹底を行うこと。

4. 「パワーハラスメント」「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」「メンタルヘルス」の予防・対策強化について

- (1) 関係機関と連携し、社会的な問題と顕在化している「パワーハラスメント」「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」の対策を強化すること。
- (2) 事業主に対して、改正労働安全衛生法にもとづいたストレスチェックの実施、管理監督者及び労働者に対する研修等をおこなうよう、取り組みを強化すること。

5. 「中小企業退職金共済制度」や「特定退職金共済制度」の加入促進をはかること。また自治体に対して、助成制度の導入・充実を求めること。

6. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、ディーセントワークの実現にむけて

- (1) 過重労働、長時間労働の是正をはかること。
- (2) 年次有給休暇を取得しやすい環境整備や取得促進の向上にむけて、取り組みを強化すること。
- (3) 男性の育児休暇、休業取得を推進すること。

7. すべての働く者に社会保険適用にむけて

2016年10月より社会保険の適用拡大された企業（501人以上の企業）に対する適用確認を行うとともに、500人以下の企業でも積極的な任意適用を勧めること。